

添付法令資料 5 :

教育分野における投資及び活動の条件に関して定めるベトナム政府の議定（目次）
2017年4月21日付第46/2017/ND-CP号議定／17.04.21 施行

- 第1章 総則（第1条及び第2条）
- 第2章 幼児教育施設
 - 第1目 幼稚園、保育園及び託児所（第3条ないし第9条）
 - 第2目 独立の子供グループ及び幼児教育クラス（第10条ないし第14条）
- 第3章 普通教育施設
 - 第1目 小学校（第15条ないし第21条）
 - 第2目 小学教育プログラムを実施するその他の施設（第22条ないし第24条）
 - 第3目 基礎中学校、普通中学校及び複数の学習等級を有する普通学校（第25条ないし第31条）
 - 第4目 総合技術・職業訓練センター（第32条ないし第36条）
- 第4章 恒常的教育施設
 - 第1目 恒常的教育センター（第37条ないし第41条）
 - 第2目 コミュニティ学習センター（第42条ないし第45条）
 - 第3目 外国語及び情報科学センター（第46条ないし第52条）
- 第5章 特別専門学校
 - 第1目 体育・スポーツ活動才能学校クラス（第53条及び第54条）
 - 第2目 専門普通中学校（第55条ないし第59条）
 - 第3目 統合教育補助及び発展センター（第60条ないし第66条）
 - 第4目 寄宿民族普通学校（第67条ないし第71条）
 - 第5目 半寄宿民族普通学校（第72条ないし第77条）
- 第6章 師範中級学校、師範高等学校及び大学
 - 第1目 師範中級学校、師範高等学校（第78条ないし第86条）
 - 第2目 大学（第87条ないし第96条）
- 第7章 教育の品質検定
 - 第1目 国内における教育品質検定組織（第97条ないし第102条）
 - 第2目 ベトナムにおいて活動する外国教育品質検定組織の公認（第103条ないし第105条）
- 第8章 留学コンサルティングサービス事業（第106条ないし第110条）
- 第9章 施行条項（第111条ないし第113条）